

第 47 回通常総会議案

と き：平成 25 年 6 月 7 日（金）

と ころ：広島市文化交流会館

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	平成 24 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 24 年度会務報告 _____	2
	平成 24 年度重点目標とその対応 _____	3
参考資料	部局別要望事項 _____	10
第 2 号議案	平成 24 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	13
	歳出の部 _____	14
	監査意見書 _____	15
第 1 号報告	会員の脱退について _____	16
第 3 号議案	役員の改選について（案） _____	17
第 4 号議案	平成 25 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	平成 25 年度活動方針 _____	18
	平成 25 年度重点目標 _____	19
	平成 25 年度事業計画 _____	20
第 5 号議案	平成 25 年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	21
	歳出の部 _____	22
	一般負担金 _____	23
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	24
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	25

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成24年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成24年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第1号報告 会員の脱退について

(4) 第3号議案 役員の改選について(案)

(5) 第4号議案 平成25年度活動方針、重点目標及び事業計画について(案)

(6) 第5号議案 平成25年度歳入歳出予算について(案)

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 号議案

平成24年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成24年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成24年 4月18日	平成23年度会計監査	三次市 神石高原町
5月18日	役 員 会	広島県議会
6月7日	第46回通常総会	広島市文化交流会館
6月18日 ～7月6日	平成25年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月17日	役 員 会	広島県議会
10月3日	理 事 会	広島県議会
10月15日	平成25年度主要施策に関する要望活動 (広島県)	広島県議会
10月31日	平成25年度主要施策に関する要望活動 (民主党広島県総支部連合会)	広 島 市
10月31日	平成25年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省三次河川国道事務所)	三 次 市
10月31日	平成25年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省中国地方整備局)	広 島 市
11月16日	平成25年度主要施策に関する中央要望活動 (国会議員及び各省庁)	東 京 都
平成25年 2月6日	役 員 会	広 島 市

平成24年度重点目標とその対応

I. 安心な暮らしの実現に向けて

1 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備

中山間地域においては、産科・小児科などの特定診療科の医師不足、また看護職員不足など深刻な課題を抱えている。

県においては、医師の確保対策として、地域、診療科偏在に対応するため、広島県・市町・広島県医師会・広島大学の参画により設立された「広島県地域保健医療推進機構」を通じて中山間地域への医師の確保を図られるとともに、「広島県新地域医療再生計画」に基づき、広島大学大学院の医師等による中山間地域の診療支援に対し助成を行うなど、中山間地域の医療機関を支援し、地域医療提供体制の確保に努められている。

また、看護職員の確保に対して、看護資格を有する未就業者の職場復帰・再就業を支援する「看護職員復職支援事業」や助産師学生への「修学資金貸付事業」などを継続されている。

しかし、中山間地域では、医師・看護職員等の確保が困難な状況が続いており、居住地域内で安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備と充実、さらには総合的かつ持続可能な医療体制の構築について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

2 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

子育て支援制度については、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が国会で可決され、各市町は地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっており、計画に基づく子育て支援事業に対し、補助金等が国から交付されることとなっている。

県においても、市町の支援事業計画を支援するための「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられており、市町と連携を図り、計画を推進するための実施体制を確立していくこととされている。

「子ども・子育て関連3法」の成立に伴い、今後の動向を踏まえながら、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりの実現に向け、引き続き、要請する必要がある。

3 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中で教育環境の整備・充実に向けた効果的な教職員の配置、特別支援教育に係る支援要請に対する教育相談主任による訪問等、実効的な対応に努められている。

県立高等学校の存続及び教育環境の充実については、「県立高等学校再編整備基本

計画」に基づき、魅力と活力ある高等学校づくりを推進されるとともに、平成24年4月には「今後の高等学校教育のあり方を検討する協議会」を設置され、県立高等学校の配置の方向性などについて会議を重ね、都市部とは異なる中山間地域の状況を踏まえた議論が行われる中、協議会の最終報告を受けて検討していくこととされている。

また、学校統廃合後の支援策として、県においては、小中学校の統廃合が円滑に推進され、地方交付税の特例措置等の新たな財政支援や国庫補助財源を確保されるよう国に対して要請されるとともに、昨年度より、廃校施設の用途変更や解体撤去なども補助対象として、市町が実施する教育環境整備に係る経費について支援を行う「小中学校教育環境充実支援事業」を実施されている。

さらに、教育相談体制の充実を図るため、今年度より小学校において、スクールカウンセラーの配置校を15校増加し、40校に拡充されている。

引き続き、中山間地域の学校教育における課題解決と教育内容の充実を図り、学校統廃合後の施設及び跡地の有効活用を図るため、支援策の充実・強化を要請する必要がある。

4 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

警察本部では、防犯対策として、「なくそう犯罪」新アクションプランに基づき、「日本一安全・安心な広島県の実現」に向け、第3期「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動を展開されている。

中山間地域においては、昨年度から増加傾向に転じている振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害防止活動を展開されているほか、「高齢者に対する防犯・交通安全対策」の実施や「子どもの安全対策」として、昨年度は中山間地域全小学校で犯罪防止教室等の協働活動など地域の安全活動の推進、防犯活動の支援、地域の実情に応じたパトロールの強化に取り組まれている。

さらに、安全・安心な公共空間対策の推進として、市町と連携し、街頭防犯カメラの積極的な設置がなされている。

今後も、関係機関等との連携を深め、防犯体制の充実・強化を要請する必要がある。

5 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

中山間地域は、民間バス事業者の赤字路線の廃止・縮小が進んでおり、路線維持のため、市町の財政負担は増加している。

こうした中、県においては、デマンド交通への補助制度に加え、住民の自主的運行に対する補助制度を創設し、地域実情に対応した生活交通支援策を継続されるとともに、引き続き、効率的で持続可能な交通体系の構築に向け、デマンド交通におけるバス停利用に関する規正緩和を国への働きかけるほか、市町の取り組みに対する効果的な支援について、実態を検証しつつ対応を検討するとされている。

今後も、生活交通の確保について、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要請する必要がある。

6 大規模な地震災害等に対応した防災体制の充実強化

県においては、「広島県地震被害想定調査検討委員会」を設置され、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の報告を参考に、出来るだけ早期に地震被害想定の見直しを終え、防災対策や防災体制の充実・強化に努めることとされている。

引き続き、市町、関係団体等との協力・連携を深め、あらゆる事態を想定し、住民生活における安全確保と万全の対策を講じられるよう要請する必要がある。

II. 地域産業の振興に向けて

1 中山間地域における観光支援策の充実

県においては、「ひろしま観光立県推進基本計画」に基づき、広域観光の振興に向けた市町間の連携強化や観光資源をつなぐルートづくりで、市町等の主体的な取り組みに対して支援されている。

また、「中山間地域観光振興推進事業」として、市町が策定した観光振興計画に基づく取り組みに対して支援を行い、中山間地域の観光資源の魅力向上を図ることとされている。

さらに、広島県・島根県観光連携協議会において、尾道松江線の全線開通を見据え、島根県と連携し、旅行雑誌やWeb等による情報発信を行うなど、広域的な誘客促進を図る取り組みを進めることとされている。

このほか、農山漁村生活体験ホームステイについて、今年度は、県内受入体制の拡大に向けた取り組みとして、市町を対象とした啓発セミナー等を実施するとされている。

豊富な自然環境や地域資源を生かし、中山間地域の地域振興を図るためにも、引き続き、観光支援策の充実を要請していく必要がある。

2 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化

県においては、「産業として自立できる農林水産業の確立」、を最重要目標として掲げ、集落法人等、経営力の高い担い手の育成や、水稻から園芸作物への転換により需要に応える産地の育成を目指し、各種施策に取り組まれている。

農業の担い手確保の支援としては、研修期間中及び就農後5年間の所得を確保する「新規就農者育成交付金事業」により、地域の中心となる経営体として位置付けられた新規就農者等に対して給付金を支給し、就農意欲の喚起と定着を図ることとされて

いる。

また、農業経営者の経営能力の向上を図るため、「ひろしま農業経営者学校」のカリキュラムの充実など経営力の高い担い手育成に取り組まれている。

さらに、今年度より農業技術指導所を改編し「地域戦略チーム」、「経営発展チーム」等を設置され、地域の農業振興ビジョン達成のためのプロジェクト活動を中心に集落法人の設立や経営の高度化など、より効果的な普及活動を推進するとされている。

園芸作物における重点品目拡大については、野菜6品目、果樹5品目、花き1品目を位置付け、県外集荷拡大等の取り組みを推進される一方、重点品目に関わらず地域で振興する品目については、市町や農業団体と連携し、栽培技術向上等の支援に取り組むとされている。

県産材の利用拡大では、公共建築物等への県産材使用や「ひろしまの森づくり事業」、「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、木材生産・流通コストの縮減による林業経営改善など、総合的な支援を継続するとされている。

引き続き、生産振興のみならず、地域振興・中山間地域対策の視点を堅持し、担い手の確保や施策の充実、基盤整備等の支援を要請する必要がある。

3 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

県においては、農地規模の大小にかかわらず、高収益を目指す認定農業者に対して、その経営力を高めるための様々な支援が行われている。

一方、地域農業の核となる集落法人等の担い手と小規模農家は、相互に補完・連携することで、地域農業において、一定の役割を担っていけるとされており、産地づくりに向け、市町やJAグループ等と役割分担をしながら、小規模農家への支援に取り組むとされている。

しかしながら、国においては、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加を表明し、7月中には交渉が開始される見込みとなっており、とりわけ交渉次第では兼業農家・小規模農家の衰退、廃業が懸念されるところである。

また、大規模且つ効率的な農地経営の集約化・合理化だけでは、中山間地域の農業を補うことは困難であり、依然、中山間地域の農業を支えている小規模農家等を取り巻く環境は厳しいことから、今後も、小規模農家をはじめとする多様な担い手が持続的・安定的な農業経営ができる支援策を要請する必要がある。

4 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実

県においては、厳しい経済・雇用情勢に全庁を挙げて対応するため、知事を本部長とする「産業・雇用対策本部会議」を設置され、総合的な産業・雇用対策を推進されるとともに、最近の過度な円高の修正や株価回復など改善の動きを実体経済の回復につ

なげるため、設備更新への助成等、県内産業の競争力強化を図ることとされている。

また、雇用関連基金を活用した事業を積極的に推進し、安定的な雇用の創出に取り組むとされている。

しかしながら、中山間地域においては、景気回復の実感・実益には程遠く、依然として厳しい経済・雇用情勢の下、引き続き、経済・生活支援対策について、効果的な施策及び支援策を要請する必要がある。

Ⅲ. 生活基盤の充実に向けて

1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化

中山間地域の活性化策として、今日まで、生活基盤や情報基盤の整備など、合併建設計画の着実な実施と地域の自立的発展を踏まえた多種多様な施策・支援が講じられてきたが、人口減少、少子高齢化の進行、社会構造の変化などにより、依然として多くの課題が山積し、中山間地域を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

こうした中、県においては、昨年度から過疎地域の日常生活の課題解決に向け、住民自治組織が自ら実施する取り組みを支援し、その波及を図る「過疎地域の生活支援モデル事業」を創設されている。

また、地方の安定的な財政基盤の確立に向けて、地方交付税の財源保障・調整機能の充実について、地方の実情に応じた配分となるよう国への提案を繰り返し求めることとされている。

今後も、財政力が弱い本地域においては、国と地方の適切な役割分担を踏まえた税源移譲の適正実施、地方交付税の保障、財源調整機能の充実・強化など、関係各方面に要請していく必要がある。

2 都市と中山間地域における情報格差の解消

県においては、国・市町と連携し、携帯電話の不感地域の解消・ブロードバンド環境の整備推進に向けて、民間投資のみでは整備が困難な地域に対し、国の支援制度や、これを補完する県の独自支援策を進められたことにより、一部不感地域等が残存するものの、環境整備の充実が図られたところである。

また、地上デジタル放送に係る支援については、受信環境の整備について責任を持つべき国や放送事業者に対し、県内の全世帯で受信可能とするため、国に対して、必要な対策を求めるとともに、自治体の財政負担の軽減について要請されている。

しかしながら、超高速ブロードバンド未整備地域の解消をはじめ、今後も、さらなる情報格差解消に向けた取り組みを要請する。

3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

平成16年度をもって内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、合併建設計画に沿った、自立と活力あるまちづくりに向けた諸施策に取り組んでいるところである。

県においては、市町の厳しい財政状況を認識され、合併建設計画によるまちづくりが円滑に実施されるよう、国への支援を要請されている。

また、財政健全化に向けた選択と集中が求められる中、従来どおりの道路事業への投資が困難な状況の下、「広島県道路整備計画2011」において、「地域の自立や活力を支える道路の整備」を施策の柱と位置づけ、合併支援道路網の整備に取り組むとされている。

今後も、広域となった合併後の市町が、一体感の醸成と一体的な発展に資するためのまちづくり実現に向けた支援策の確実な実施と、さらなる施策の充実を要請していく必要がある。

4 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、健全な水環境の保全対策として、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する取り組みを推進するため、引き続き、市町が主体となつて行う小型浄化槽設置整備事業に対して、支援するとされている。

また、東日本大震災を踏まえた今後の重要なエネルギー源として、再生可能エネルギーの効果的な普及促進方策等の検討を行う「再生可能エネルギー推進検討会」を設置され、重点分野として位置付けた「事業用太陽光発電」、「木質バイオマス発電」、「小水力発電」について、普及拡大策の検討を進めた結果、「県有地等を活用した地域還元型メガソーラー発電の実施」や「小水力発電導入に向けた調査設計」などに取り組むとされている。

引き続き、地域特性に立脚した環境及びエネルギー政策について、効果的な施策及び支援策について要請する必要がある。

5 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進

中国横断自動車道尾道松江線は、広島県尾道市から島根県松江市に至る全長約 137 kmの路線であり、部分的な供用開始がなされている。

昨年度までに、「尾道 JCT～世羅 IC間」及び「三次東 JCT・IC～三刀屋木次 IC間」が供用開始され、残る区間については、平成 25 年度に、「吉舎 IC（仮称）～三次 JCT・IC間」、平成 26 年度には、「世羅 IC～吉舎 IC（仮称）間」が供用開始予定として整備が進められている。

また、インターチェンジ周辺の道の駅や観光施設等へスムーズに誘導するための案

内標識整備を、国や沿線市町等関係機関と協議・調整を図りながら進められている。

一方、地域高規格道路の計画路線として、江府三次道路、東広島高田道路、広島中央フライトロードが指定され、江府三次道路は、高道路約3kmが平成20年3月に供用されている。また、鳥取県との県境部に位置し、平成17年3月に整備区間の指定を受けた約7km(県内約3km)と平成12年12月指定の約5kmを合わせた約12kmが鍵掛峠道路として、国土交通省の直轄権限代行により事業推進が図られている。

東広島高田道路は、東広島道路約2kmが整備区間の指定を受け、平成22年3月に1kmが供用されている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路約5kmは、引き続き、用地買収及び工事を進めることとされている。

広島中央フライトロードは、本郷大和道路約10kmが整備区間の指定を受け、平成23年4月に全区間が供用されている。

また、広島・江津間道路は、中国山地に隔てられた広島・島根を貫く基幹道路として、両県の人的・物的な交流促進と地域の一体的発展に寄与するものである。

本道路を構成する路線のうち広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、総延長45kmのうち約40kmは改良済みであり、残る5km区間について、事業実施時期等を検討するとされている。

国道・県道及び道路網の整備促進については、平成23年度に策定された「広島県道路整備計画2011」に基づき計画的に道路整備を推進するとともに、効果的な事業の執行を図るため、維持管理におけるアセットマネジメントの導入、待避所や右折レーン設置等による道路再生改良事業など、積極的な既存ストックの有効活用に取り組むこととされている。

引き続き、整備区間の指定を受けた道路の着実な整備促進並びに、指定を受けていない区間の早期事業化など、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

部 局 別 要 望 事 項（平成24年10月15日実施）

地域政策局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 地域公共バスにおける規制緩和	重点要望
2. 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化	(1) 税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 (2) 集落維持施策に係る財源確保及び支援制度の創設	重点要望
3. 都市と中山間地域における情報格差の解消	(1) 情報・通信格差是正（携帯電話・インターネット・地上デジタル放送）に向けた施策推進と財政支援	重点要望
4. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援	重点要望
5. その他の要望	(1) 地域主権改革における推進体制の充実	

環境県民局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) 小型合併浄化槽設置整備に係る財政支援措置 (2) 小水力など地域資源を生かした新エネルギー対策の推進	重点要望
2. その他の要望	(1) 東日本大震災における災害廃棄物処理対応	

健康福祉局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備	(1) 医師・看護師等医療従事者の確保 (2) 妊婦健康診査事業に対する財政措置の延長 (3) がん検診推進事業の延長 (4) ワクチン等予防接種の定期化と財政支援	重点要望
2. 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	(1) 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化 (2) 婚活支援事業の推進	重点要望
3. その他の要望	(1) 介護保険制度の財政支援の充実	

商工労働局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における観光支援策の充実	(1) 広域的な観光振興策の支援	重点要望
2. 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実	同左	重点要望

農林水産局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化	(1) 小規模農業基盤整備（県単独公共農村基盤整備事業）における予算拡充及び事業採択要件緩和 (2) 農業の担い手確保のための支援の充実 (3) 県営農村整備事業（広域営農団地農道整備）の推進 (4) 園芸作物における重点品目の拡大 (5) 県産材の利用拡大に向けた支援	重点要望
2. 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	同左	重点要望
3. その他の要望	(1) TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加反対	

土木局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網等の整備促進	重点要望
2. 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進	(1) 中国横断自動車道・尾道松江線の整備促進 (2) 地域高規格道路 江府三次道路の整備促進 (3) 地域高規格道路 東広島高田道路の整備促進 (4) 地域高規格道路 広島中央フライトロードの整備促進 (5) 交流促進型広域道路 備北フライトロード(甲山・油木)構想の整備促進 (6) 広島～江津間道路の整備促進 (7) 国道・県道の整備促進 (8) 道路網の整備促進及び財源確保	重点要望
3. その他の要望	(1) 河川改修の促進 (2) 砂防事業の促進	

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実	(1) 教職員体制の充実 (2) 中山間地域における県立高等学校の存続及び教育環境の充実 (3) 特別支援教育体制の充実 (4) 小中学校適正配置に伴う遠距離通学助成等の充実 (5) 学校統合支援交付金の創設 (6) 学校施設整備における制度の充実 (7) スクールカウンセラー制度の充実 (8) 複式学級における指導体制の充実	重点要望
2. その他の要望	(1) 子ども体験交流事業の推進	

危機管理監

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 大規模な地震災害等に対応した防災体制の充実強化	同左	重点要望

警察本部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	(1) 中山間地域の防犯体制の充実	重点要望

第2号議案

平成24年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1. 会 費			1,442,000	0	1,442,000	1,437,000	0	
	1. 会 費		1,442,000	0	1,442,000	1,437,000	0	
		1. 一般負担金	1,082,000	0	1,082,000	1,082,000	0	
		2. 特別負担金	360,000	0	360,000	355,000	0	
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	133	0	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	133	0	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	133	0	
4. 繰越金			499,000	0	499,000	499,658	0	
	1. 繰越金		499,000	0	499,000	499,658	0	
		1. 繰 越 金	499,000	0	499,000	499,658	0	
歳 入 合 計			2,052,000	0	2,052,000	2,046,791	0	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不 用 額	備 考
1. 事務局費			895,000	0	0	895,000	732,166	162,834	
	1. 事務局費		895,000	0	0	895,000	732,166	162,834	
		1. 報 酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃 金	70,000	0	0	70,000	16,628	53,372	
		3. 旅 費	80,000	0	0	80,000	44,836	35,164	
		4. 需用費	60,000	0	0	60,000	17,271	42,729	
		5. 役務費	25,000	0	0	25,000	10,155	14,845	
		6. 諸 費	60,000	0	0	60,000	43,276	16,724	
2. 会 議 費			213,000	0	0	213,000	171,000	42,000	
	1. 総 会 費		171,000	0	0	171,000	145,900	25,100	
		1. 需用費	100,000	0	0	100,000	84,670	15,330	
		2. 借 上 料	70,000	0	0	70,000	61,230	8,770	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		42,000	0	0	42,000	25,100	16,900	
		1. 需用費	40,000	0	0	40,000	25,100	14,900	
		2. 借 上 料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事 業 費			939,000	0	0	939,000	651,722	287,278	
	1. 調査企画費		281,000	0	0	281,000	205,335	75,665	
		1. 賃 金	130,000	0	0	130,000	85,635	44,365	
		2. 旅 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 需用費	130,000	0	0	130,000	111,700	18,300	
		4. 役務費	20,000	0	0	20,000	8,000	12,000	
	2. 促進対策費		393,000	0	0	393,000	271,308	121,692	
		1. 旅 費	103,000	0	0	103,000	87,368	15,632	
		2. 需用費	90,000	0	0	90,000	63,550	26,450	
		3. 活 動 費	195,000	0	0	195,000	120,390	74,610	
		4. 諸 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	3. 中央要望活動費		265,000	0	0	265,000	175,079	89,921	
		1. 旅 費	165,000	0	0	165,000	92,748	72,252	
		2. 需用費	100,000	0	0	100,000	82,331	17,669	
4. 予 備 費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予 備 費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予 備 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳 出 合 計			2,052,000	0	0	2,052,000	1,554,888	497,112	

歳入合計

2,046,791 円

歳出合計

1,554,888 円

歳入歳出差引額

491,903 円(翌年度繰越額)

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成24年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成25年4月22日

監 事 牧野雄光

監 事 増田和俊

第 1 号報告

会員の脱退について

広島県内陸部振興対策協議会会則第 2 条の会員の脱退について、次のとおり報告する。

平成 25 年 2 月 18 日付

理事 広島県議会議員 天満 祥典

第3号議案

役員の改選について（案）

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員 平成 25 年 6 月 6 日現在	新役員 平成 25 年 6 月 7 日～
顧 問	県 議 会 議 員 平 田 修 己	県 議 会 議 員 平 田 修 己
会 長	県 議 会 議 員 児 玉 浩	県 議 会 議 員 児 玉 浩
副 会 長	庄 原 市 長 木 山 耕 三	庄 原 市 長 木 山 耕 三
副 会 長	安芸太田町長 小 坂 眞 治	神石高原町長 牧 野 雄 光
幹 事 長	県 議 会 議 員 小 林 秀 矩	県 議 会 議 員 小 林 秀 矩
副幹事長	県 議 会 議 員 下 森 宏 昭	県 議 会 議 員 下 森 宏 昭
理 事	県 議 会 議 員 天 満 祥 典 (～平成 25 年 2 月 18 日)	
	県 議 会 議 員 桑 木 良 典	県 議 会 議 員 桑 木 良 典
		三 次 市 長 増 田 和 俊
	三 次 市 議 長 沖 原 賢 治	三 次 市 議 長 沖 原 賢 治
	庄 原 市 議 長 竹 内 光 義	庄 原 市 議 長 竹 内 光 義
	安芸高田市長 浜 田 一 義	
	安芸高田市議長 塚 本 近	安芸高田市議長 塚 本 近
		安芸太田町長 小 坂 眞 治
	安芸太田町議長 中 本 正 廣	安芸太田町議長 中 本 正 廣
	北 広 島 町 長 箕 野 博 司	
	北広島町議長 加 計 雅 章	北広島町議長 加 計 雅 章
	世 羅 町 長 奥 田 正 和	世 羅 町 長 奥 田 正 和
	世 羅 町 議 長 中 村 幸 雄	世 羅 町 議 長 中 村 幸 雄
	神石高原町議長 木 野 山 孝 志	神石高原町議長 木 野 山 孝 志
監 事	三 次 市 長 増 田 和 俊	安芸高田市長 浜 田 一 義
	神石高原町長 牧 野 雄 光	北 広 島 町 長 箕 野 博 司

第 4 号議案

平成 25 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）

平成 25 年度活動方針

中山間地域の 3 市 4 町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和 43 年の設立以来、会員相互の緊密なる連携のもと、当該地域の繁栄と発展を促進するため積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、本地域の自治体においては、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と少子高齢化の進行、医療体制の維持、産業・雇用面の条件の劣弱さ及び財政基盤の脆弱さなど、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

こうした中、昨年末の衆議院選挙における政権交代によって、経済対策や日銀の金融緩和により、過度の円高が是正され、株価の上昇と相まって、デフレ脱却、景気回復への期待感が強まっているが、一部の業種・企業のみが恩恵を受けるものではなく、全ての国民が豊かさを実感できる経済再生を図るとともに、農林業等を基幹産業とする中山間地域の活性化を推進し、喫緊の課題となっている東日本大震災からの復興対策を目に見える形で早期に実施するよう強く願うものである。

さらに、政府は T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉への参加を表明し、早ければ来月にも交渉を開始させる見込みであるが、T P P への参加は本地域の根幹に関わる問題であり、農林業以外にも国土や自然環境の保全、伝統文化の継承などへの悪影響が危惧されることから、本協議会として強く反対するものである。

また、広島県においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく、平成 25 年度県政運営の基本方針において、「1 次産業から 3 次産業まで幅広くイノベーションを起こす」ことを基本に中山間地域の基幹産業として自立できる農林水産業の実現に取り組むとされており、より一層の支援に大きく期待するところである。

本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有し、国民生活にとって極めて重要な役割を担っており、このかけがえのない財産を今後も守り続けなければならない。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

平成 25 年度重点目標

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備
- 2 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 3 中山間地域における学校教育及び学校統廃合後の支援策の充実
- 4 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 5 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 6 大規模な地震災害等に対応した防災体制の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 中山間地域における観光支援策の充実
- 2 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにおける県事業の推進及び支援策の充実強化
- 3 中山間地域における兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 4 景気低迷に伴う経済対策及び生活支援対策の充実

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業・集落維持施策の推進及び支援策の充実強化
- 2 都市と中山間地域における情報格差の解消
- 3 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 4 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 5 高規格幹線道路・地域高規格道路及び生活道路の整備・維持管理の推進

平成 25 年度事業計画

時 期	事 業 内 容	場 所
平成 25 年 4 月 22 日	平成 24 年度会計監査	三 次 市 神石高原町
5 月 17 日	役 員 会	広島県議会
6 月 7 日	第 47 回通常総会	広島市文化交流会館
6 月中旬～ 7 月中旬	平成 26 年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8 月中旬	役 員 会	広島県議会
10 月上旬	理 事 会	広島県議会
10 月中旬	平成 26 年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11 月初旬	平成 26 年度主要施策に関する要望 活動（県内の国出先機関への要望 活動）	広 島 市 三 次 市
11 月中旬	平成 26 年度主要施策に関する中央 要望活動 （地元選出国會議員等への要望活動）	東 京 都
平成 26 年 2 月初旬	役 員 会	広 島 市

第5号議案

平成25年度歳入歳出予算について（案）

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備考
1. 会 費			1,402	△ 40	
	1. 会 費		1,402	△ 40	
		1. 一般負担金	1,082	0	
		2. 特別負担金	320	△ 40	
2. 補助金			110	0	
	1. 補助金		110	0	
		1. 県補助金	110	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			491	△ 8	
	1. 繰越金		491	△ 8	
		1. 繰 越 金	491	△ 8	
歳 入 合 計			2,004	△ 48	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	対前年比較	備 考
1. 事務局費			860	△ 35	
	1. 事務局費		860	△ 35	
		1. 報 酬	600	0	
		2. 賃 金	70	0	
		3. 旅 費	60	△ 20	
		4. 需用費	45	△ 15	
		5. 役務費	25	0	
		6. 諸 費	60	0	
2. 会 議 費			213	0	
	1. 総 会 費		171	0	
		1. 需用費	100	0	
		2. 借上料	70	0	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		42	0	
		1. 需用費	40	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
3. 事 業 費			926	△ 13	
	1. 調査企画費		281	0	
		1. 賃 金	130	0	
		2. 旅 費	1	0	
		3. 需用費	130	0	
		4. 役務費	20	0	
	2. 促進対策費		380	△ 13	
		1. 旅 費	103	0	
		2. 需用費	90	0	
		3. 活動費	182	△ 13	
		4. 諸 費	5	0	
	3. 中央要望活動費		265	0	
		1. 旅 費	165	0	
		2. 需用費	100	0	
4. 予 備 費			5	0	
	1. 予 備 費		5	0	
		1. 予備費	5	0	
歳 出 合 計			2,004	△ 48	

平成25年度一般負担金

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	56,605	23,000	284,000	307,000
2	庄 原 市	40,244	23,000	202,000	225,000
3	安芸高田市	31,487	23,000	158,000	181,000
4	安芸太田町	7,255	23,000	37,000	60,000
5	北 広 島 町	19,969	23,000	100,000	123,000
6	世 羅 町	17,549	23,000	88,000	111,000
7	神石高原町	10,350	23,000	52,000	75,000
合 計		183,459	161,000	921,000	1,082,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値： 平成22年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会 会員名簿

平成 25 年 6 月 7 日現在

職 ・ 氏 名	
広島県議会議員 平 田 修 己	広島県議会議員 児 玉 浩
広島県議会議員 小 林 秀 矩	広島県議会議員 下 森 宏 昭
広島県議会議員 桑 木 良 典	
広島県三次市長 増 田 和 俊	広島県三次市議長 沖 原 賢 治
広島県庄原市長 木 山 耕 三	広島県庄原市議長 竹 内 光 義
広島県安芸高田市長 浜 田 一 義	広島県安芸高田市議長 塚 本 近
広島県安芸太田町長 小 坂 眞 治	広島県安芸太田町議長 中 本 正 廣
広島県北広島町長 箕 野 博 司	広島県北広島町議長 加 計 雅 章
広島県世羅町長 奥 田 正 和	広島県世羅町議長 中 村 幸 雄
広島県神石高原町長 牧 野 雄 光	広島県神石高原町議長 木 野 山 孝 志

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部関係市町長

広島県内陸部関係市町議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1	会長	1	名
2	副会長	2	名
3	幹事長	1	名
4	副幹事長	1	名
5	理事	若干名	
6	監事	2	名

第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。

附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。